

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【公表番号】特表2016-518282(P2016-518282A)

【公表日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-038

【出願番号】特願2016-513254(P2016-513254)

【国際特許分類】

B 29 C 65/04 (2006.01)

【F I】

B 29 C 65/04

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年11月14日(2016.11.14)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項4】

少なくともその1つが電極(14、15、16、17)を有する2つのツールの半分(10,30)を含み、高周波溶着によってシートカバー(2)に少なくとも1つの装飾ストリップを取り付ける装置であって、

第1のツールの半分(10)は、互いに平行に配向されてその幅が、取り付ける前記装飾ストリップ(3、4、5、6)の幅に適合された少なくとも2つの電極(15,16)を有し、絶縁体(18、19、20、21、22)は、平行に配向され、前記電極(14、15、16、17)の間と前記電極(14、17)の外側に平行に配置され、

前記絶縁体(18、19、20、21、22)は、第2のツールの半分(30)の方向に前記電極(14、15、16、17)を越えて突出し、

前記絶縁体(18、19、20、21、22)は、前記電極(14、15、16、17)に対しても高さが調節可能であることを特徴とする装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項6】

2つの中間の電極(15、16)は、2つの外側の電極(14、17)よりも広いことを特徴とする請求項4又は5のいずれかに記載の装置。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項8】

前記電極(14、15、16、17)は、ロッド状に形成されることを特徴とする請求項4から7のいずれかに記載の装置。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項 10

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項 10】

前記絶縁体（18、19、20、21、22）は、ロッド状に形成されることを特徴とする請求項4から9のいずれかに記載の装置。